

拠点病院から事前の指定、協定に基づく派遣依頼が必要であることが示唆された。

5. 善感の確認

予防接種は保健所、市町村、検疫所等が実施する。善感の確認は接種した機関が行うことが基本である。しかし、入国時の検疫で接種された事例に関しては、検疫所がそれぞれの人の善感を直接確認することは困難であるため、居住区の保健所が確認を行ったほうが合理的であるものと考えられる。

6. 法的手続き、費用、補償

天然痘ワクチン接種に関しては、予防接種法により多くの事項が規定されている。同法においては、既に一類疾病として指定されている。(法第2条第2項8、施行令1条)

天然痘蓋然性上昇時以降には、以下のような手続きで実施される。

- ・ 厚労省による臨時の予防接種の指定(法第6条第1項)
- ・ 厚労省から都道府県に、予防接種実施の指示、助言(法第6条第2項、地方自治法第245条の4)
- ・ 都道府県または市町村による予防接種の実施(法第6条第1項)

被接種者の補償に関しては、厚労省が認定し、市町村が実施することが明記されている。(法第11条)

費用の支弁に関しては、ワクチン、二又針については、厚生労働省から無償で譲与する。予防接種の実施、補償の給付について、予防接種の実施者である都道府県または市町村が行い、これを国庫負担により支弁することが明記されている。(法第21~23条)

予防接種に関わる医療従事者の確保に関しては予防接種法に加え、感染症診療という観点から感染症予防法、武力攻撃事態という観点から国民保護法が関係する。感染症予防法においては、医療従事者の責務(法第5条)の中で、施策への協力、適切な医療への努力がうたわれている。また、国民保護法が適応されている場合には、都道府県知事による医療従事者への従事要請、指示(第85条)を行うことが出来る。この際の費用の支弁に関しては、感染症予防法については都道府県の負担(第37条)、国民保護法による救援については、国の負担(第164条、第168条)となっている。

7. まとめ

今回の検討の結果、ワクチンの接種対象者、接種方法、備蓄と輸送、要員確保、法的手続き、費用、補償について基本的な戦略を提示した。この戦略に基

づいて具体的な計画を立て、日常の訓練などを通して熟練、検証されることが必要である。

今回の戦略策定の結果、平時の準備として、このような計画の策定に加え、最低限以下の事項について実施する必要があることが明らかとなった。

- ・ ファーストレスポnder I に該当する人員の確保
- ・ ファーストレスポnder I に該当する人員へのワクチン接種
- ・ 全都道府県に同時に派遣できる天然痘ワクチン接種の専門家の確保
- ・ 接種する医師の確保のための事前の協定の締結

IV-1 天然痘（痘瘡）に関する検疫ガイドライン（案）

I. はじめに

1. 目的

本ガイドラインは「天然痘対応指針」のうち、検疫法に沿う検疫対策を具体化することを目的として作成したものである。レベル1（平常時）、レベル2（蓋然性上昇時）、レベル3（天然痘患者発生時）およびレベル4（患者増大時）に分けて天然痘患者の有無の確認等をはじめとする検疫業務の強化を図り、水際において可能な限り侵入防止を図ることを目的とする。

2. 検疫の基本姿勢

検疫での天然痘対策の原則はバイオテロの関与の如何に関わらず感染症としての天然痘の国内侵入を阻止することである。世界保健機関の対応等、国際的な対応状況を勘案しながら天然痘対応指針に示された措置の中から必要なものを選択し、実施するものとする。

なお、国内での流行拡大時（レベル4）や初発事例が日本国内であった場合を含め、国民保護法や非常事態宣言が出されるような事態になれば、防衛省と協力して、検疫における水際対策及び早期対応戦略から、他の対策へ重点が移行するため、入国時の検疫対応だけでなく、出国時の対応についても検討するものとする。

3. 本ガイドラインの見直し等

本ガイドラインに記述されている対策等については、今後も、天然痘に関する医学・科学的知見、疫学情報等及び検査技術の進展等に応じて、適宜、必要な修正・追加等を行い、反映させていくものとする。

4. 基本事項

(1) 「検疫」における「天然痘」（検疫法では「痘そう」）の扱いについて

- 1) 天然痘は検疫法（以下、「法」）第2条第1項の規定（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、以下「感染症法」での1類感染症）により検疫感染症と定められている（平成15年10月16日）。
- 2) 疑似症および無症状病原体保有者を含めて「患者」として扱い、病原体に汚染したおそれのある者でも検疫措置（隔離・停留等）の対象となる（法第2条第2項）。また、検疫が行われるまでの疑わしい症状を有する者を「有症者」という。
- 3) バイオテロ対策を第一義として位置づけられている。感染症法の改正により平成19年6月1日から病原体の管理等に関する規制が施行され、1種病原体に分類された天然痘ウイルスは原則的には国内に持ち込めない。
- 4) 新型インフルエンザのような天然痘に関する「検疫に関するガイドライン」は公式に示されていない。
- 5) 法14条第1項第7号での「必要と認める者への予防接種」の範囲は、感染する可能

性の高い者までと考えられること。申請業務（検疫法第 26 条）の規定では「人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査」できる項に「痘そう」が定められているが、「予防接種」の項には示されていない。

6) 天然痘を含めて検疫感染症に関する情報収集・情報提供は業務の一環として日頃から行われている。

2) 天然痘の予防・治療について

- 1) 有効な天然痘ワクチンを使用できること。
- 2) 40 歳以上の者に抗体保持が期待されること。
- 3) 特に暴露されてから 4 日以内であれば、天然痘ワクチンを予防接種することで発症予防または症状の軽減が期待されること。
- 4) 空港・海港で天然痘患者（疑似症および無症状病原体保有者を含める。以下、「患者」という）と同行した者、濃厚接触者だけではなく、患者と同じ航空機・船舶に同乗した者へ天然痘ワクチンを予防接種することが天然痘の国内侵入防止に有用であると期待されること。
- 5) 「善感」を確認することで抗体獲得の目安となること。
- 6) タミフルに類する治療薬がないこと。

(3) 検疫所における対応

世界で天然痘の発生情報がない状態でも、天然痘を疑う入国者については、検疫前の通報（法第 6 条）、健康状態質問票（以下、「質問票」という。別紙 1）、医師の診察（法第 13 条）を踏まえ、天然痘患者（疑似症および無症状病原体保有者を含む）、濃厚接触者及び同乗者を、隔離（法第 15 条第 1 項）および停留（法第 16 条第 1 項）、健康監視（法第 18 条第 2 項）、予防接種（法第 14 条第 1 項第 7 号）、居住地の自治体への通報（法第 26 条第 3 項）により対応する。

これらを実施するために、検疫所長は、健康危機管理対応が必要となる事象に迅速に対応すべく、初動の防疫体制を速やかにとれるよう日頃から準備しておく。

- 1) 天然痘に対する健康危機管理対応マニュアルに相当するものを整備すること
- 2) 指揮命令系統及び役割分担を含めた定期的な関係機関等との合同訓練等を行うこと
- 3) 外部からの検疫業務支援者を想定する場合、円滑な対応が実施できるよう他検疫所を含め、関係機関の間で事前に協議を行うこと
- 4) 予防接種の実施方法・場所・要員について関係機関と事前に協議を行うこと
- 5) 感染症指定医療機関以外で停留を行える施設の確保について関係機関と事前に協議を行うこと

(濃厚接触者の定義)

入国時、天然痘の感染を疑う者に同行した家族及び友人、渡航中行動をともにした集団・添乗員、搭乗(航

行)中に世話をした乗務員(乗組員)、機内・船内において一定距離内(検疫所が、機内の気流、空調、感染した者の動きなども勘案し、適宜判断する)に着座していた者等をいう。

(4) 検疫措置

高熱と特徴的な発疹を伴う有症者について、天然痘を疑う場合には、機内での検査材料採取は行わず、患者(疑似症)として感染症指定医療機関に搬送してから病院で検体を採取し、感染症研究所へ検体を搬送して、検査に供する。

有症者がバイオテロを目的とした犯罪者の場合には警察権が優先されることが原則となるため、公安当局等に感染防御の指導等で協力するものとする。

1) 隔離(感染症指定医療機関等への委託隔離)

検疫所長は、患者と判断した場合には隔離(法第15条)を指示し、感染症指定医療機関(原則、一種)に搬送し、委託隔離を実施する。緊急その他やむをえない理由がある時は、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるものにその隔離を委託して行うことを原則とする。

天然痘の疑いを否定できない者と判断した場合には、検査の結果が判明するまでの間、同条の規定に準拠して一時的な委託隔離を実施する。この際の期間は、天然痘(バイオテロ)発生地域または流行地域を発航してから日本へ到着するまでの日数を17日間から減じた日数とする。また、検査の結果、天然痘と確定した場合には、同条の規定に基づく残りの期間を委託隔離とする。

事前に委託医療機関との間で、連絡体制、搬送車両を含めた方法等を定めておくことが必要である。

2) 停留:濃厚接触者への対応(感染症指定医療機関等への委託停留)

検疫官(医師)は質問票を基に行動調査、問診及び初接触日(4日以内であれば、天然痘ワクチンの予防接種が有効)を勘案して停留を指示し、必要に応じて診察を行う。

①有症者が診察・検査の結果、患者であるとされた場合には、法により原則として医療機関における潜伏期間内の停留を指示する。特に感染性、潜伏期間、ワクチンの効果等について不明である初発に近い事例については医療機関での停留が望ましい。

②備蓄している天然痘ワクチンが有効であり、且つ暴露されてからの期間が4日以内の場合には、天然痘ワクチンの予防接種を行ったうえで「疑い患者報告システム」で都道府県知事等(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長及び区長とする。以下、「都道府県知事等」とする)に通報し、停留施設または自宅での外出自粛や人との面会の自粛を伴う健康監視とする。

③停留した濃厚接触者の中から、患者が発生、または検査結果が陽性となった場合には、検疫所が隔離を指示し、委託医療機関以外での停留(満床の場合は、自治体の協力を得

て確保した入院代替施設等)の場合には委託医療機関(原則、一種)への搬送を実施する。また、健康監視にふした濃厚接触者の中から患者が発生、または検査結果が陽性となった場合には、都道府県知事等が、感染症法に基づき入院勧告を行い、感染症指定医療機関への搬送を実施する。

- ④有症者の診察・検査の結果、天然痘ではない可能性が高いと判断された場合には、停留を解除し、必要に応じて予防接種をした後、潜伏期間内について健康監視(体温、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。
- ⑤健康監視で対応する場合には、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事等に健康監視とした旨および天然痘ワクチンの予防接種実施について、「疑い症例調査支援システム」を使用して通報し、天然痘ワクチンの予防接種の結果判定(以下、「善感の確認」という)を含め、都道府県等において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保する。
- ⑥併せて、実施した事項について、検疫所業務管理室を通じて厚生労働省に報告する。

4) 有症者が発生した航空機及び船舶に同乗していた者(濃厚接触者以外)への対応 原則的に停留は行わず、健康監視とワクチン接種で対応する。

- ①機内及び船内等において、質問票等の回収及びサーモグラフィー等により健康状態を把握し、異状が確認された場合には医師による体温測定や診察等を実施する。
- ②調査票(別紙2)により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書(別紙3)に基づき、健康監視(朝夕の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。法第18条第2項の規定に基づき、調査票により確認した事項で、同乗者名簿を作成する。
- ③国内への天然痘侵入防止やパニック対策として同乗者の中で天然痘ワクチンの予防接種を希望する者には地方自治体等と協力して空港または海港で接種を行うことは、天然痘ワクチンや人的資源の有効使用の観点からも有効である。予防接種を希望する者に空港での接種ができるよう、空港を管轄する地方自治体と協議する。
- ④健康監視の指示および天然痘ワクチンの予防接種を実施した者については、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事等に、健康監視とした旨および天然痘ワクチンの予防接種実施について「疑い症例調査支援システム」を使用して通報し、自宅での外出自粛や人との面会の自粛を伴う健康監視とする。善感の確認を含め、自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保する。
- ⑤朝夕の体温報告については、有症者の検査結果が陽性の場合に限ることとし、有症者の検査結果が陰性であり、天然痘ではないと判断された場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けるものとする。
- ⑥有症者の検査結果については、検査結果が判明次第、「疑い症例調査支援システム」を使

用して当該者の居住（所在）地を管轄する都道府県知事等に通報して情報を共有することとする。

- ⑦併せて、実施した事項について、検疫所業務管理室を通じて厚生労働省に報告する。
- ⑧感染性、潜伏期間、ワクチンの効果等について不明である初発に近い事例は別として、パンデミック（H1N1）2009時の検疫対応では航空機内で同乗しただけの濃厚接触者への感染事例が無かったことから、少なくとも濃厚接触者以外の同乗者を停留する必要はないと考えられる。

（サーモグラフィー）

物体から放射される遠赤外線を分析し、熱分布を図として表し可視化、分析した画像、またそれを行う装置をいう。

（5）患者等の搬送に伴う対応

検疫所長は、患者、有症者、濃厚接触者等が到着時に適切な感染管理が行われるように隔離・停留先及び地方自治体等に情報提供するとともに、予想到着時間等を事前に連絡し、協議する。

- ①検疫所長は、入国管理局、税関等の関係機関及び自治体（海空港を所管する保健所と隔離・停留先を所管する保健所）に搬送する旨を事前に連絡する
- ②搬送経路は、安全で確実に通行できる経路が望ましく、必要に応じて警察の先導を依頼する
- ③搬送車両を所有していない検疫所については事前の協議が必要となる
- ④濃厚接触者等の搬送の場合でも搬送時には、当該者にはマスク等の着用と手指消毒を要請するとともに、有症者に接触する検疫官等は、必要な防護対策を行う

（6）消毒と除染

検疫官は、法第14条第1項第3号の規定に基づき、次の消毒措置を実施または指示する。

なお、消毒を実施する検疫官等は、必要な防護対策を行う。また、消毒に用いる薬品及び環境整備等に係る事項は、「天然痘対応指針（第5版）」を参照する

- ①有症者や患者の手荷物
- ②有症者や患者の座席周辺のシート、使用したトイレ、利用した食器等
- ③搬送車両、搬送に使用した機材
- ④検疫措置に従事した検疫官等

（7）健康監視対象者からの報告に対する対応

健康監視を健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告が検疫所にあった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて厚生労働省に報告する

とともに、「疑い症例調査支援システム」への報告および法第18条第3項の規定に基づく通知書（別紙4）により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事等に速やかに通知する。

（8）仮検査済証の交付

天然痘を疑わせる有症者の通報があったが、検査の結果、天然痘の国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合に、潜伏期間を超えない範囲で、一定期間を定め、航空機又は船舶について仮検査済証を交付する。

客船・貨客船を除く船舶においては、潜伏期間内の我が国での寄港地リストの提出を求め、その間、健康状態に異状を呈した場合は検査を実施した検査所に速やかに報告するよう指示する。報告を受けた検査所は、現在寄港している港の最寄りの検査所及び所在地を管轄する都道府県知事等に速やかに通知するとともに、検査所業務管理室を通じて厚生労働省に報告する。従前は3年以内の天然痘ワクチンの予防接種記録を所有しない船員については検査所で天然痘ワクチンの予防接種をすとしていたが、流行国が指定されても入国しない船員・乗務員についても国際保健規則（IHR）で規定されない限り、予防接種記録の所有を求めないことを原則とする。レベル3または4になって全ての入国者に予防接種証明書等を要求する場合はこの限りではない。

（検査済証・仮検査済証）

検査済証は、当該船舶を介して検査感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めたときにのみ交付される。出発地から日本に来るまでの日数が検査感染症の潜伏期間内である等により、検査済証の交付はできないものの、病原体の国内侵入のおそれが、ほとんどないと認められる場合に、必要に応じて一定期間体温等の報告を求めることができるものとして交付される。このどちらかの交付があって、初めて船舶等は入港が認められる。

（9）情報の収集及び提供等

- 1) 有症者若しくは確定患者等に関する報道機関等への対外的な対応は原則として厚生労働省で行い、検査所における対応が必要な場合には、検査所業務管理室と協議の上、対応する。
- 2) 適切な検査対応を実施する上で世界保健機関（WHO）等の国際機関、各国政府機関、又は、外務省・在外公館（大使館・総領事館等）、防衛省等を通じ、患者の発生地域等、迅速かつ正確な情報収集に努めることは極めて重要である。厚生労働省（検査所業務管理室）を通じ、これらの情報を入手した場合には、それらの情報に基づき、迅速かつ的確な検査対応を図るよう努める
- 3) 国内外の報道機関、研究機関等からの情報を収集整理し、入出国者や関係機関に提供する。

(10) 関係機関等との連携

検疫所は、検疫措置の実施に際しては、天然痘の国内への感染拡大を防止するため、本ガイドラインに基づき、関係機関、都道府県等との情報の共有、連携強化を図り、対応に当たる。例えば、航空会社、船舶事業者等を通じ、検疫強化に伴う検疫時の対応（質問票の配布、機内または臨船検疫等）や国内での対応状況について、搭乗、乗船時および搭乗、乗船中にアナウンスし理解と協力を得る。

また、空港及び港湾における検疫業務に係る関係事業所や警備担当機関等については、危機管理に備え、緊急時の連絡先の把握等、迅速な対応の体制確保を事前に行う。

(11) 検疫業務に従事する検疫官等の安全確保

- 1) 平素から感染予防、発症時の対応、家族への防護措置、公務災害の取扱等について対応の検討や天然痘ワクチンの予防接種歴や抗体保有状況を調べておく。
- 2) 検疫官は、検疫業務時の感染防御に必要な防護具等の装着方法について習熟しておく。
- 3) 検疫業務に従事した後の除染のための手洗いや消毒用エタノール等による手指の消毒、うがいの励行について、周知徹底を図る。
- 4) 患者と接触歴があったことが確認された検疫所職員については天然痘ワクチンの予防接種を含む感染症法に基づく措置がとられることとなるが、感染若しくは感染の疑いが生じた場合には、その職員の医療措置等の確保について、あらかじめ具体的手順を定める。
- 5) 都道府県知事等が実施する感染症法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となることから、調査が実施された場合には協力することについて、検疫所職員へ周知を図る。
- 6) 検疫所職員の抗体保有調査により、初期対応メンバーの選定と必要と考えられる検疫所職員への天然痘ワクチンの予防接種（強制はできない）を行う。

(12) 検疫所で必要な対応について

バイオテロを含めて天然痘発生の情報がない状況での検疫所における対策としては次の項目があげられる。各検疫所でもマニュアル化する必要がある。

- ①天然痘の発生情報等の情報収集と感染防止に関する知識の周知
- ②天然痘ワクチンの予防接種に関連する業務の訓練（定期的）
- ③天然痘発生を想定した検疫措置訓練と関係機関との事前協議
- ④設置された「疑い症例調査支援システム」の使用法の習熟
- ⑤空港・海港関連機関の職員への感染防止に関する知識の啓蒙

(13) 検疫時には無症状（無申告）で、入国後に確認された場合の協力体制

国内で発生事例が確認された場合、厚生労働省・地方自治体等からの協力依頼を受けて航空会社等の協力を要請し、感染者や同乗者・同行者等に関する情報収集・提供を行う。

Ⅱ. レベル1（平常時の対策）

天然痘ウイルスは限定された施設に厳重保管されていて、天然痘ウイルスを使用したバイオテロの発生や天然痘患者発生の危惧はあるが、具体的な蓋然性が確認されない状態を想定している。天然痘は検疫感染症に指定されており、レベル1でも検疫対応は行われているが、流行国の指定がない状態であるため、検疫前の通報や空港等でのブース検疫、情報収集を主とした通常の検疫体制がとられている。対応は単発事例を想定している。

1. 平常時の検疫で患者に遭遇する可能性と発見できる場合について

平常時（レベル1）に検疫所で患者を発見できる確率は決して高くない。密やかな入国を目的（バイオテロ）とするには航空機での入国が現実的であり、また、海外でバイオテロに遭遇してウイルスに暴露した者の入国もまた空港が中心であると予想される。その理由は以下の通りである。

- 1) バイオテロ目的であれば、潜伏期間（または外見上、見とがめられない程度の軽症）に入国を企図すると予想されること
- 2) 中等度以上の症状（高熱、多発性皮疹）がある者は、発航地での出国時の対応または航空会社のチェックによる搭乗制限が期待されること
- 3) 典型的な臨床症状がそろっていない限り、水痘等との鑑別ができるだけの経験・蓄積を持つ者が少ないこと（検疫所では平常時には天然痘の検査はできない）
- 4) サーモグラフィーの使用による体温チェックも恣意を持った解熱剤の服用により、すり抜けが可能であること
- 5) 病原体を手荷物として持ち込んでも検疫での検査・申告要請は不可能である。また、汚染された蓋然性の高い検体等でも申告等がなされない場合には現行では規制がないこと

平常時に検疫所で患者を発見できるのは以下の場合に限られる。

- 1) 航空機・船舶内で有症者が発生という検疫前通報があった場合
- 2) 航空機・船舶から到着前に有症者の存在について通報がなかった場合
 - ① 検疫ブースまたは通常の臨船・機内検疫時に目視等で確認された場合
 - ② 関係者からの通報または有症者本人からの申し出があった場合
 - ③ 空港（海港では貨客船を含む客船）の検疫ブース等で検疫官の目視やサーモグラフィーによる間接的な体温測定（腋窩体温38℃以上を対象）で発見された場合

2. 検疫対応

(1) 航空機の検疫について

- 1) 航空機からの検疫前の通報により有症者（病原体に暴露された者を含む）がいることが把握できた場合

① 到着前の対応について

- ア 航空機からの検疫前の通報（法第 6 条）により、有症者の発生報告を受けた場合には、到着前に航空機の長に、その患者が天然痘に感染したおそれがある者であると判断するために必要な情報について再度確認すること
- イ 問い合わせの結果、天然痘発症者の定義に合致する者が搭乗していることが把握できた場合には、検疫所長は、航空会社等を通じて航空機内における感染防御対策が実施されていることを把握するよう努める。同時に厚生労働省へ情報提供すること
- ウ 原則、指定した駐機場（原則、オープンスポット）での機内検疫を実施するが、必要機材を含む対応については航空会社等、関係事業者と協議すること
- エ 検疫所長は、事前に当該航空機に対する検疫対応について、入国管理局、税関、航空局、空港管理者、国内防疫機関等、関係機関に対し情報提供を行う
- オ 健康危機管理に関する協議会が組織されている場合には臨時招集する

②航空機到着前の指示事項

検疫所長は、該当機が到着する前に航空会社を通じて指示が可能であれば航空機の機長に次のことについて協力を求める。

- ア 有症者には可能な限り手指消毒やマスク・手袋等を着用させる等、飛散防止対策と接触防止対策を講じること
- イ 有症者の対応を行う乗務員はできるだけ、少人数の専属とし、マスク・手袋等を着用させること
- ウ 有症者と他の乗客との間隔を可能な限り空ける。有症者対応乗務員により、当該有症者を最後方座席等の他の乗客と十分な距離が取れる場所に移動させること
- エ 有症者と他の乗客の距離がとれない場合には、当該有症者周囲の乗客に対して機内に搭載されていればマスク等の着用や手指消毒等の予防措置を実施すること
- オ 化粧室については、有症者に最も近い場所を専用とし、他の乗客の使用を禁止させること。なお、貨物専用機においては、検疫前の通報で有症者等がないことが確認された場合は、この限りではない
- カ 機内に搭載されていれば乗客・乗員に質問票等を配布し、記入を依頼すること

③検疫の実施

機内検疫の場合の実施手順は下記のとおりである。なお、やむを得ず機内検疫に替わる方法で行う場合においても、これに準じて実施する。

- ア 検疫官は機内に赴き、機長への指示事項（Ⅱ-2-(1)-②）の実施状況を確認する。また、法第 12 条の規定に基づき、全乗客・乗員に質問票及び調査票、健康状態報告指示書の配布と記入を求める。また、乗務員（機長でなくても良い）に通報内容の確認、状況等について情報提供を求める
- イ 検疫官（医師）は、機内で、有症者に対し質問票を基に問診及び診察を行う。診

察の結果、有症者が患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡し、検疫所長は措置（搬送、隔離）の決定を行う。平行して濃厚接触者を識別する。検体採取は、感染症指定医療機関で行う

- ウ 検疫官は、必要に応じ車椅子等を用いて有症者を機内から直接搬送車に誘導する。また、搬送準備等が整うまでの間は各検疫所の状況に応じるが、機内で有症者を待機させ、できるだけ最後に降機させ、搬送、隔離（Ⅰ-4-(4)-1）、(5)に同じする
- エ 診察の結果、有症者が患者であると診断した場合の濃厚接触者については、天然痘ワクチンの予防接種歴にかかわらず、予防接種することを原則とし、空港湾施設内等、適切な場所にて待機させる。予防接種を受けられなかった者（拒否した者を含む）については原則、感染症指定医療機関での停留とする。その他、停留についてはⅠ-4-(4)-2)-①～⑥、(5)に同じ。
- オ 法第 15、16 条の規定に基づく隔離・停留措置を行うにあたっては、検疫官（医師）から本人にその旨を伝えた上で搬送および隔離・停留を行う。
- カ 検疫官は、天然痘疑い患者及び濃厚接触者を確定後、その他の同乗者について健康監視とする（Ⅰ-4-(5)-2)-①～⑧に同じ）。
- キ 検疫官は実施した措置について検疫所業務管理室を通じて厚生労働省に報告する。
- ク 機内及び機側検疫を実施している間は、航空機内の空調を継続するよう要請し、その間、感染防止のため航空機の空調排気口に整備担当者等が近づかないよう、念のため機長及び航空会社に協力を要請する。

2) 当該航空機の到着前に有症者の詳細な情報を入手出来なかった場合

- ①到着前の対応のうち、Ⅱ-2-(1)-①-ウ、エを行う
- ②到着前に検疫所長が指定した駐機場所で機側に待機し、航空機到着前の機長への指示事項（Ⅱ-2-(1)-②）を駐機後、機側から検疫官が指示する。
- ③機内検疫（Ⅱ-2-(1)-③）を実施する。
- ④患者および有症者等に係る措置はⅡ-2-(1)-2)に同じ。

3) 検疫前の通報により有症者がいないとの報告があった場合

検疫官は来航する航空機の機長から、法第 11 条第 2 項の規定に基づく書類の提出及び呈示を求め、機内に有症者がいないことを書面(明告書等)で確認する。

(2) 船舶の検疫について

海港での検疫は空港の場合と以下の点で異なる。

- ①疑わしい船舶については上陸及び移動・接触を禁じて検疫区域（検疫錨地）に停泊させる

ことが可能であること

- ②検疫前通報により時間的な余裕をもって有症者の存在と状況を把握できること
- ③航海中に典型的な症状を呈して重症化した症例を中心に感染が拡大している状況に遭遇する可能性もあるが、上陸させない限り、国内への侵入は難しいものと考えられること
- ④船内での隔離・停留が可能で、検疫措置に時間的な余裕があり、関係方面への十分な連絡・協議と支援要請が期待できること
- ⑤密入国者・難民への対応策が空港以上に必要であること
- ⑥貨物船等では乗組員が上陸（入国）しないケースがよく有るため、客船と貨物船等は別個に考える必要があること（客船への対応は原則的には航空機に準じる）
- ⑦人命尊重・人員・医療環境等の観点から回航しての検疫、または緊急避難として検疫主体を地方自治体に依頼するケースも考えられること
- ⑧水先人について考慮する必要があること
- ⑨入港する前に海上保安部による臨検等があることが想定されること

（水先人）

多数の船舶が行き交う港や海峡、内海において、それらの環境に精通することが困難な外航船の船長を補助し、船舶を安全に効率的に導く専門家のこと。

1) 来航する船舶から有症者がいるとの通報があった場合

検疫所長は、船舶代理店を通じて当該船舶に対し、臨船または着岸検疫を実施する旨を連絡する。同時に厚生労働省へ情報提供する。

（臨船検疫・着岸検疫）

臨船検疫とは、入港しようとする船舶を検疫区域に停泊させ、検疫官が直接船舶に乗り込み検疫を行うことで、悪天候や危険物の積載等の理由により、検疫区域で検疫を実施することが困難な場合、検疫所長の指示により接岸した船舶に乗り込み検疫を行うことを着岸検疫という。

①到着前の船舶の長への指示事項

- ア 有症者は個室で、隔離を実施すること。なお、個室がない場合には、可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。有症者の天然痘ワクチンの予防接種歴を確認すること
- イ 有症者と接触する者は出来れば天然痘ワクチンの予防接種を経験した者に限定し、感染防止対策（マスク、手袋、手洗い、うがい等）を実施させること
- ウ 有症者について朝夕の体温と症状、使用した薬剤の記録及び報告を行うこと
- エ 有症者の使用するトイレを限定し、適宜消毒を実施すること。消毒には消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム液等、適切なものを用いること

- オ 船舶代理店を通じて本船に質問票(別紙1)をFAXまたは電子メールにより送付し、検疫前に全乗客、全乗組員が質問票に記入すること
- カ その他の同乗者は、手洗い、うがいの励行とマスクを着用させること
- キ 状況に応じて、エアコンディショナーの停止を指示すること
- ク 可能であれば、水疱・皮疹の写真を電子メールで送信するよう依頼すること

②関係機関、水先人等への情報提供等

検疫官は、海上保安部署及び水先人(ハーバーパイロット、ベイパイロット)及び必要な関係機関に対して、有症者が乗船していることを情報提供するとともに、以下の指示を行う。

- ア 乗船時に、マスクや手袋等を着用すること
- イ 機会ある毎に消毒剤による手指消毒を行うこと
- ウ 出来る限り有症者との接触を避け、行動範囲を限定すること
- エ 検疫官より前に乗船した場合や同時に乗船する場合には、法第5条の規定に基づき、検疫が終了するまで下船してはならないこと。さらに、下船時には検疫官が消毒を行うこと
- オ 検疫官より前に乗船した場合、船舶及び乗組員の状況について検疫所に情報提供すること
- カ 健康危機管理に関する協議会が組織されている場合には臨時招集すること

③臨船検疫等の実施

- ア 検疫官は、海上保安部署(港長)、港湾管理者等に対して、有症者が乗船している可能性があるため、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨連絡する。同時に関係機関にも連絡し、有症者の重篤度に応じて必要な機材を準備する。
- イ 検疫官は、船舶の長及び衛生管理者等から、有症者、濃厚接触者及び同乗者(乗客、乗組員)の状況説明を受けるとともに、調査票(別紙2)及び健康状態報告指示書(別紙3)を配付し、記入させる。また、天然痘ワクチンの予防接種歴を調査させる。
- ウ 検疫官(医師)は、当該船舶の個室において、有症者に対し質問票を基に問診及び診察を行う。診察の結果、有症者が天然痘患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡し、検疫所長は、疑い患者の隔離措置(搬送)の決定を行い、検疫官に対して、医療機関への搬送準備を指示する。隔離、搬送はI-4-(4)-1)、(5)に同じ。検体採取は病院で行う。船内隔離を行う場合には十分な感染防御策をした後、検体採取を行う。
- エ 濃厚接触者がいる場合には、有症者または天然痘患者の検査の結果が判明するまでの間、船舶内(個室)または港湾施設内等、適切な場所にて検疫官(医師)は、質問票を基に問診及び診察を行い、暴露されてからの日数を勘案して予防接種を行う。貨物船の場合は原則として入国や人との面会を禁止し、個室に一時停留する。

客船の場合は、濃厚接触者と判断された乗客については航空機と同様(Ⅱ-2-(1)-1)

-③-エ)となる。

- オ 貨物船の場合、検疫官は天然痘疑い患者及び濃厚接触者の下船または船内停留等の後、同乗者について船内にて、質問票等の回収及びサーモグラフィー等により健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。濃厚接触者以外の乗客も健康監視の対象となりⅡ-2-(1)-1) -③-オと同様である。
- カ 検疫官は、実施した措置について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、海上保安部、港湾管理者等、関係各機関へ情報提供する。
- キ 消毒・除染はⅠ-4-(6)に同じ。

2) 当該船舶の到着前に有症者の詳細な情報を入手出来なかった場合
原則、臨船検疫を行う。

3) 検疫前の通報により有症者がいないとの報告があった場合
船舶の長から、法第11条第2項の規定に基づく書類の提出及び呈示を求め、船内に
有症者がいないことを書面(明告書等)で確認する。

2 その他

(1) 密入国者及び難民等に対する対応

- 1) 検疫時には、海上保安庁、警察、入国管理局等の協力を得て、検疫所職員の安全を確保した上で実施すること
- 2) 天然痘を疑う患者が確認された場合には、Ⅱ-2-(1)、(2)に従い、隔離、停留等、必要な措置を行う。
- 3) 緊急避難を含めて国内において当該者が発見された場合や、検疫港以外での事例では最寄りの保健所の対応が原則となるが、実際には相談・指導の形で関与することが予想される。関係機関と連携し対応すること。

(2) 着岸時、荷役時、入国審査、通関時等の検査時に有症者(天然痘の症状に類似した)を確認したとの通報があった場合の対応

- 1) 原則的には検疫は終了しており、港湾を担当する地方自治体の防疫機関が担当することとなる。
- 2) 検疫所にも情報の連絡(現実的には最初に連絡が入ると予想される)があり、指示等を求められることが想定される。
- 3) 国内防疫機関との協力(事前協議があることが理想的)という形で対応できるよう、事前に関係機関等との協議が望まれる。

(3) 公安関係機関への協力要請

- 1) 警察等への協力要請

- ①検疫の実施時に検疫所職員が、帰国者から暴行等、職務の遂行に支障をきたす行為を受けた場合
- ②機内等でパニックがおこり、職務の遂行が困難である場合
- ③患者等や検体の搬送時の先導・警備
- ④隔離・停留場所の警備、検疫実施場所および予防接種会場の警備等への協力要請
- ⑤検疫所単位で事前の協議が必要

2) 海上保安部への協力要請

- ①検疫所等から巡視船等による天然痘感染者及び感染した疑いのある者の搬送
- ②検疫措置時および船内隔離・停留時の周辺警備等
- ③検疫所は必要に応じ、機材等の提供を行なうとともに感染防止対策、搬送後の消毒、職員の健康管理等について助言を行う
- ④検疫所単位で事前の協議が必要

3) 自衛隊への協力要請

- ①パンデミック（H1N1）2009の流行初期と同様、空港検疫所での自衛隊の医療関係者の応援
- ②海空港での集団天然痘ワクチン接種への協力
- ③出張所での検疫措置への協力

(5) 使用する消毒薬及び使用方法等について

Ⅲ. レベル2（蓋然性上昇）

国の内外を問わず確定されてはいないが天然痘の患者の報告がある、または天然痘ウイルスを使用したバイオテロが確定されてはいないが、可能性が高いと判断される要素が認められ、レベル2への引き上げが出された状態である。検疫措置対応は基本的にはレベル1と同様、単発事例もしくは限定された少数を想定している。

- ①意図的な病原体撒布の犯行予告または声明
- ②第3国での天然痘ウイルス所持の判明
- ③病原体を疑わせるものの撒布事例発生（未同定）
- ④天然痘を疑わせる患者の報告（未確定）

1. 国内に限定した事象によりレベル2への引き上げが行われた場合

基本的な検疫での対応はレベル1と同様であるが、入国時に入国者への注意喚起がされる。また、情報提供等の出国時の対応について厚生労働省から指示がある可能性がある。

2. 国外での事象によりレベル2への引き上げが行われた場合

レベル2への引き上げ決定に伴って厚生労働省から発出される情報提供及び指示に従って検疫体制が強化される。この段階では流行国の指定はないと考えられる。検疫に携わる可能性のある職員等（ファーストレスポnder）への天然痘ワクチン接種がされる可能性がある。以下の事前協議・確認を行う。

- 1) 該当事象を認めた国からの来航機・船の乗客・乗員への注意喚起
- 2) リーフレットの配布
- 3) 情報収集と関係機関等への情報提供
- 4) 検疫対応する可能性のある職員の天然痘ワクチン接種歴調査
- 5) 措置用備品、マニュアル等の確認
- 6) 応援者を含む職員の訓練と習熟
- 7) レベル3となった場合、依頼する事項について航空会社・船舶会社と事前協議
- 8) 空港・海港の関係機関との事前協議
- 9) 国内医療機関、防疫機関との事前協議

3. 国内外での同様に事象によりレベル2への引き上げが行われた場合

入国者への対応が中心となるが、上記1. 2. の場合を併せた対応となる。

4. レベル3の宣言直前の検疫対応について

パンデミック(H1N1)2009ではWHOがフェーズ4を宣言する直前に厚生労働省から検疫所に情報提供がされ、検疫強化がなされた。しかし、発生国が近隣であった場合、空港では厚生労働省から流行地の指定通知が出る前に流行地から有症者が搭乗した航空機が到着する可能性が高い。平時から構築されているレベル2で示した関係機関への情報提供と協議を速やかに実施する必要がある。海港では近隣の国(24時間以内に来航)での発生でない限り、厚生労働省から流行地の指定通知が出てからでも対応できる可能性が高い。

検疫に携わる可能性のある職員等（ファーストレスポnder）への天然痘ワクチン接種がされる。

(1) WHO等からの情報で確定はされていないが、蓋然性が非常に高いと判断された場合

- 1) 呼びかけやモニタリングの形での機内・臨船検疫を実施
- 2) 関係機関への情報提供と調整
- 3) 検疫担当者への天然痘ワクチン接種を検討
- 4) 情報収集と情報提供用の資料・リーフレット等を含む必要書類の準備

- (2) 外交ルート、国際刑事警察機構（インターポール）等からの情報で天然痘ウイルスの持ち込み、または感染している可能性のあるテロリストの入国情報が事前に入手された場合
- 1) 警察権が優先されることが予測されるため、警察、海上保安部、入管、税関、空港・港湾警備担当者等を含めての事前協議が必要となる。
 - 2) 領海内外での海上保安部の臨検、テロリストの搬送が行われた場合には海上保安部の業務担当者・船舶・航空機を含む検疫（接触者として）も必要となる。

IV. レベル3（患者発生時）

国内外を問わず天然痘の確定患者が報告されるか天然痘ウイルスを使用したバイオテロが確認（流行国・地域が指定）され、レベル3が宣言された状況である。国内での発生は限局的で、天然痘ワクチンのリングワクチネーションで対応可能であると想定されている。検疫対応は短期間で多数の事例となることが予想されるが、医療関係者を含め、人的な確保は可能な時期である。

国内での事象によりわが国のみが流行国に指定された場合には検疫体制はレベル1、2と基本的には同様であり、レベル4となった場合を含めて入国者への国内の情報提供、注意喚起、予防接種業務（証明書の確認を含む）を行う。国際保健規則（IHR）で出国制限が求められる場合には、余裕があれば、出国時対応を応援する必要がある。

1. 検疫の強化

流行国・地域の指定により、流行国・地域から来航する航空機・船舶（ヒトも含む）は原則的には機内または臨船での検疫となる。また、入国の条件に天然痘ワクチンの予防接種（または証明書）が加えられることも予想される。レベル1、2時の対応に加えて以下の項目が強化される。マンパワー、物理的な問題について、事前に対応策を立てる必要があるが、国内での事情にかかわらず海外での流行状況や流行国・地域の数やわが国との交通頻度等により検疫対応が左右されることもある。

(1) 流行国・地域からの航空機・客船（貨客船）の集約

1) 流行国・地域から来航する船舶・航空機については、法第14条第2項の規定により、厚生労働省は感染の拡散防止等公衆衛生上の観点から、その状況に応じて事前に国内検疫実施場所を指定し、集約化を図る。

- ①旅客機等については成田及び関西、中部、福岡空港で対応
- ②貨物専用機については検疫飛行場で対応
- ③客船については横浜港、神戸港、関門港等で対応
- ④流行国・地域により検疫中核港（舞鶴港の臨時有人化等）の設定を考慮
貨物船は検疫港において対応

- ⑤積載物（危険物等）により検疫港への入港が困難な場合には別途、関係省庁間で協議
- ⑥流行国・地域から邦人のための引き揚げ特別便への対応
- ⑦検疫飛行場以外のチャーター便運行の自粛

2) 上記対応を主体として、その状況等に応じ、集約方法やその時期等については、別途厚生労働省において、関係省庁及び自治体等との協議に基づき検討することとする。

(2) 潜伏期間内に流行国・地域に滞在した全入国者に対して質問票を要求

1) 航空会社・船舶会社等への協力依頼

- ①有症者の検疫前通報の徹底
- ②質問票の積み込み・配布・記載等
- ③天然痘に特化した追加質問票（SARS 流行時のものに準拠）の使用

2) 流行国・地域から第三国を経由した入国者への対応

乗り継ぎ便で流行国・地域から来航した乗客への対応は、航空会社・船舶会社に協力を求めて極力把握するように努めることが必要である。

- ①地方空港や集約港以外の客船等への対応
- ②入国者への呼びかけ
- ③入国管理・税関等へ協力依頼
- ④トランジット客への対応

(3) 検疫及び検疫措置の実施場所について

空港・海港の管理担当機関を含めて事前の協議が必要となる。

- 1) 空港では専用ゲートの設置、オープンスポットの使用
- 2) 濃厚接触者の一時待機場所
- 3) 海港では検疫区域および指定バース
- 4) 必要となった場合の医療機関以外の停留施設
- 5) 天然痘ワクチンの予防接種会場の設定

2. 天然痘ワクチンの予防接種について

(1) 検疫時に未接種の入国者への対応を含め、厚生労働省から検疫法で対応する範疇について指示が出される。また、検疫法だけでなく予防接種法（臨時接種）も適用して地方自治体や防衛省等と協力して入国時に空海港で集団接種することを検討する。

通常の検疫に加えて詳細な調査や入国前の天然痘ワクチンの予防接種が想定されるのであれば、検疫所の能力では対応に困難を生じる。地方自治体や厚生労働省からの支援による「天然痘予防接種チーム」や「調査班」の派遣要請も考慮する必要がある。

1) 入国者への接種

- ①病原体に暴露された蓋然性の高い者で、症状を示していない者
- ②有症者の濃厚接触者
- ③流行国・地域からの入国者
- ④有症者のいた航空機・客船等で濃厚接触者を除く同乗者

2) 予防接種時の手続き等と関係者への接種

- ①有症者と接触した検疫官を含む空港・海港関係者、防疫・医療関係者
- ②接種証明書（検疫所発行、地方自治体等発行）は国際証明書として通用する様式の統一が必要
- ③海空港管理者等との協議による会場の確保、入国導線の確認も必要

（参考）天然痘が従前の検疫伝染病とされていた時代には3年ごとのワクチン接種の証明を求めているよう
で、期限が過ぎている者に関しては検疫所でほぼ強制的にワクチン接種していた。

（2）ファーストレスポnderに位置づけられる検疫に関連する者への予防接種を実施。

3. 病原体の検査について

当初の対応はレベル 1、2 と同様、国立感染症研究所へ検体を送付するが、検査件数が増加した場合には感染症研究所の対応では物理的に困難となることが予想されるため、BSL3 の検査室を持つ検疫所でもスクリーニング検査（PCR）を行う事となる。また、BSL3 の検査室を持たない検疫所では地方衛生研究所等に検査を依頼も検討する。

4. 集約に伴う応援態勢について

検疫所業務管理室は、集約された場合の初期対応について、全国の検疫所からの応援体制の確保について、事前に集約の方法に応じ、応援者の特定及びその業務内容、宿泊施設の確保等、具体的に検討しておくものとする。ただし、流行国・地域の数やわが国との交通頻度によっては4空港・3海港への集約が出来ない可能性が高いことも想定される。

また、要請があった場合に備え、省内外関係部局においては、医療チームの編成等について、他の医療機関等からの応援による人員の確保に努めることとする。

5. 日米地位協定に基づく検疫について

流行国・地域から来航する船舶・航空機が、日米地位協定に基づき、在日米軍施設・区域から我が国に入国する場合に備え、国は米国に対し、引き続き日米間で連携し、感染拡大防止のため在日米軍施設・区域内で適切な検疫措置が講じられるよう要請する。